

JEITA プロジェクトマネージャー向け
ソフトウェア開発モデル契約書セミナー

『トラブル事例から学ぶ、プロジェクト成功に
向けたモデル契約書活用のポイント』

JEITAソリューションサービス事業委員会
ソフト開発モデル契約WG

情報システム・ソフトウェア取引のトラブル の傾向と当WGの取り組み

- はじめに
- 契約の基本
- 情報システム・ソフトウェア取引
～トラブルの傾向について～
- JEITAモデル契約書について
- 本日の内容について
- 参考資料

はじめに

本セミナーの位置づけ等

◆ テーマ

トラブル事例から学ぶ、プロジェクト成功に向けた
JEITAモデル契約書活用のポイント

◆ 主たる対象者：プロジェクトマネージャー

情報システム・ソフトウェア取引の信頼性向上の
ための取り組みの一環として実施

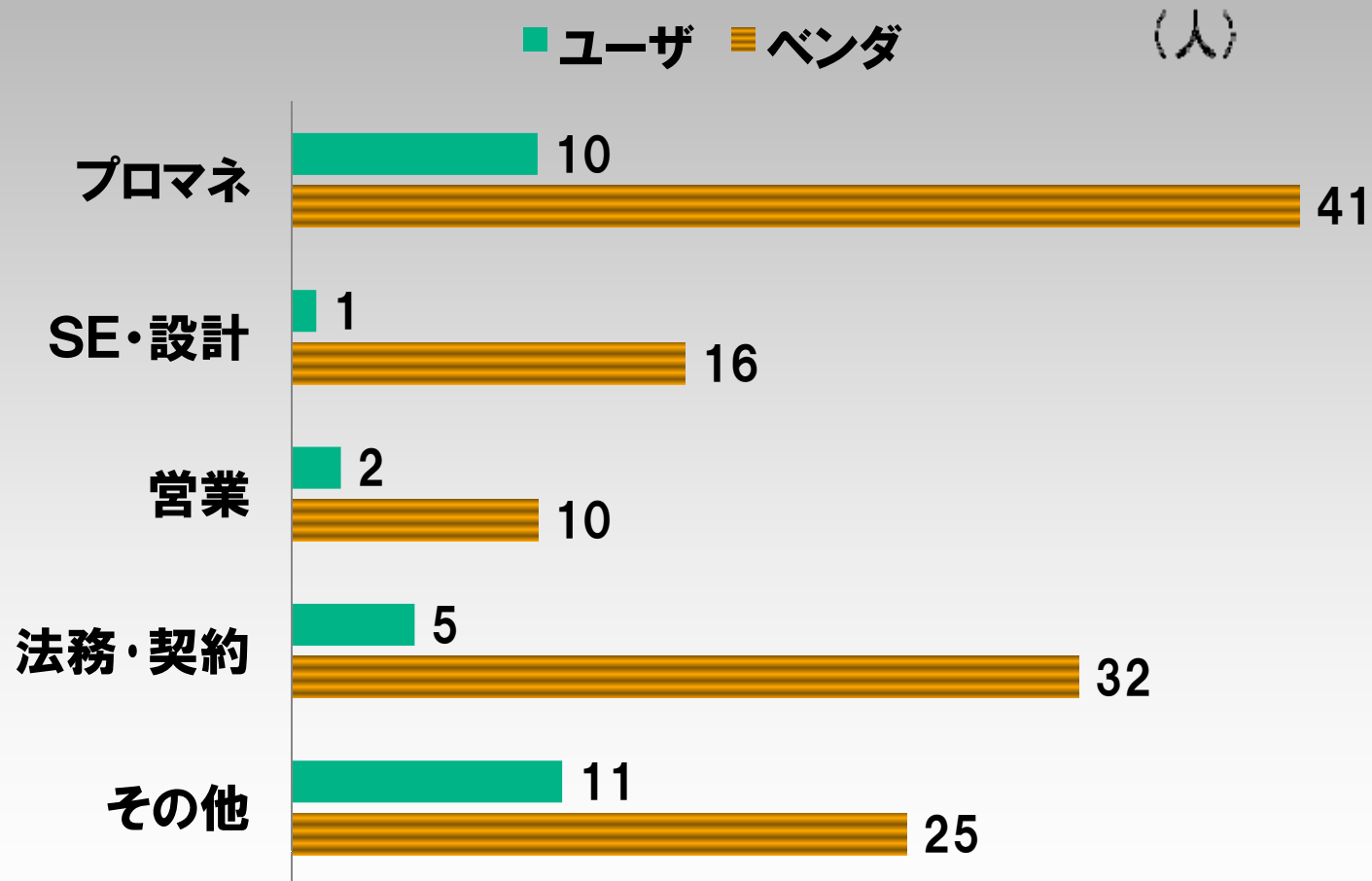
これまでの取り組み

	05年以前	06年	07年	08年	09年	10年
国等	▲ <i>SLCP98</i> ▲ 05 東証システム事故等 ▲ 93.7 通産省産業構造審議会答申	▲ 06.6 経産省「情報システムの信頼性向上のためのガイドライン」公表 ▲ 06.6～経産省研究会設置、モデル契約書検討開始	▲ 07.9 <i>SLCP2007</i> 公表 ▲ 07.4 経産省モデル契約書(第一版)公表	▲ 08.4 経産省モデル契約書(追補版)公表 ▲ 情報システム・ソフトウェア取引高度化コンソーシアム発足	▲ 09.3 経産省「情報システムの信頼性向上のためのガイドライン第2版」公表 普及啓発活動の継続	▲ 10.3 情報システム・ソフトウェア取引トラブル事例集公表、セミナー
当団体	▲ 94.7 <i>旧JEITAモデル契約書</i>	経産省モデル契約書検討研究会への参画等	▲ <i>JEITAモデル契約書(METI補整版)</i> 検討	▲ <i>JEITAモデル契約書(METI補整版)</i> リリース(10月)	▲ コンソーシアムへの参画 普及啓発活動の継続	▲ 検討委員会への参画

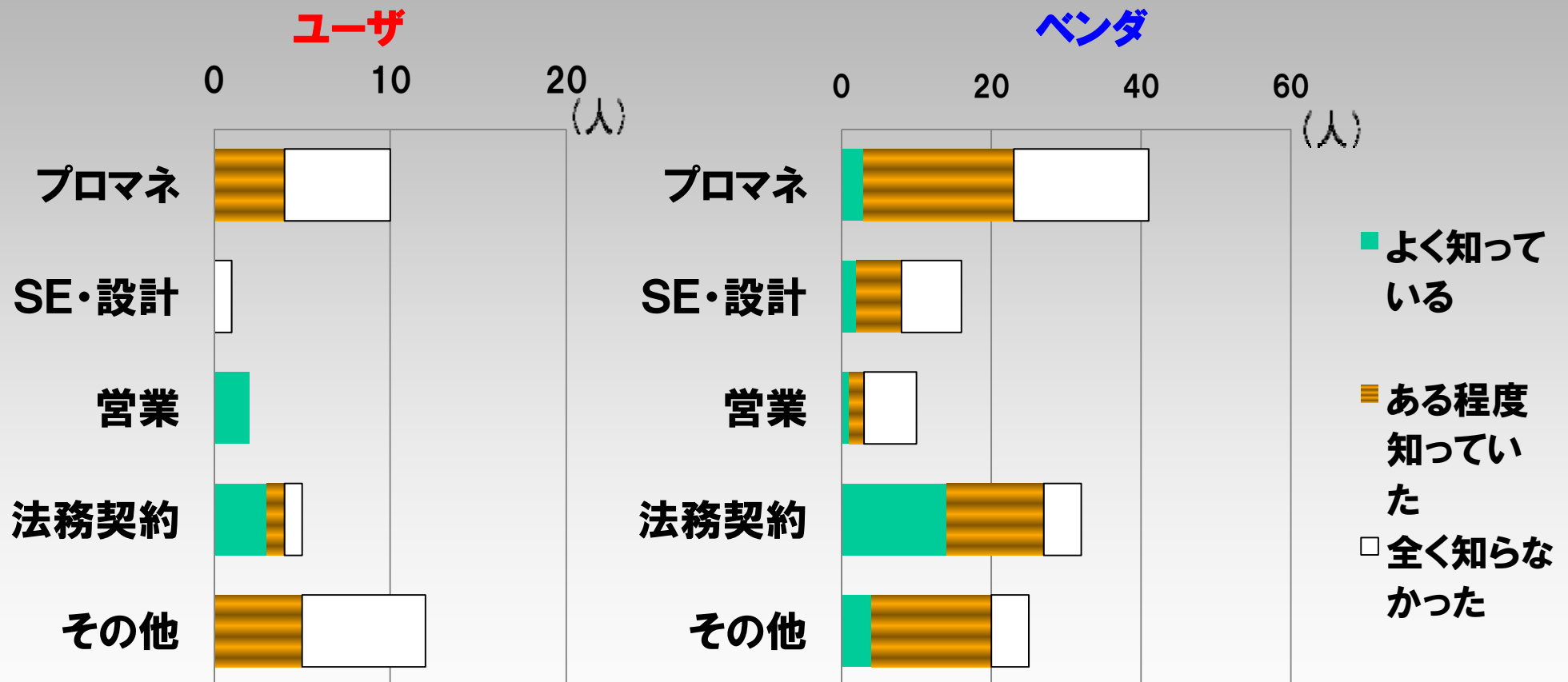
(凡例)青字・斜字体:モデル契約等信頼性向上に資するツール

お申込みの状況：属性

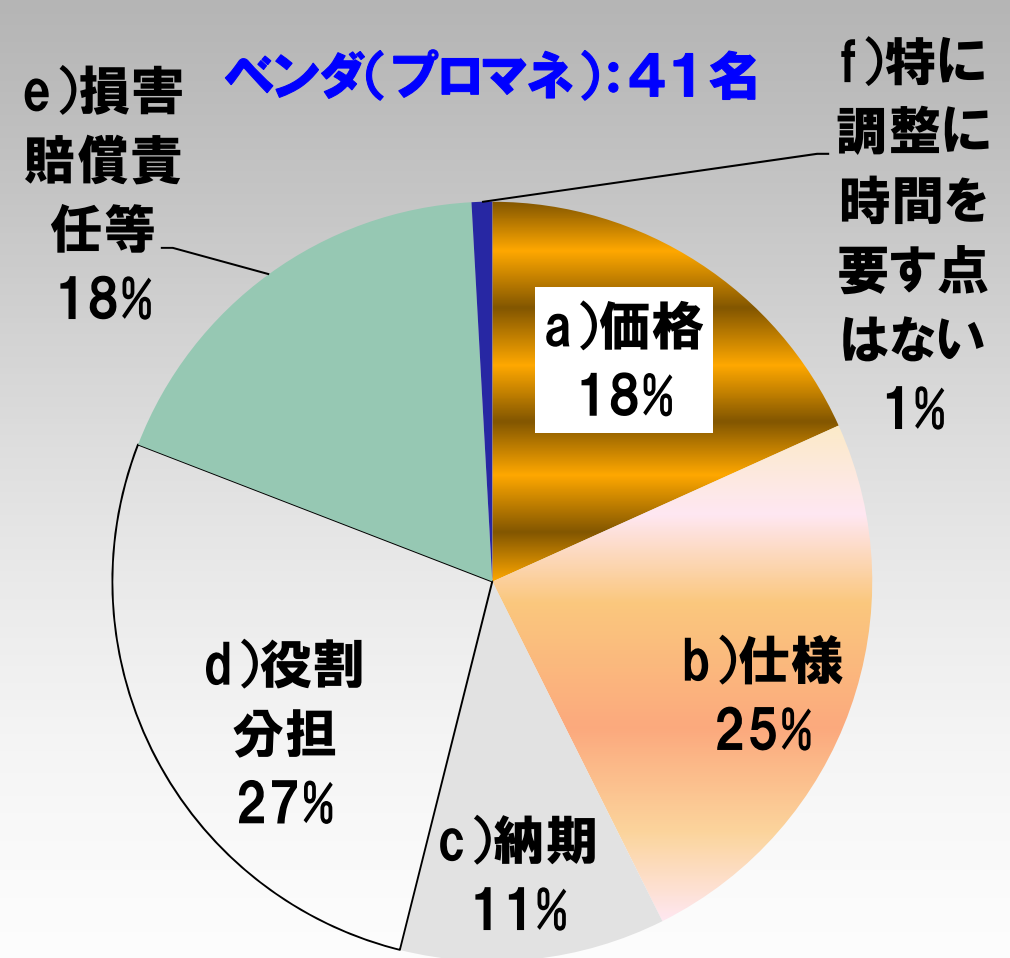
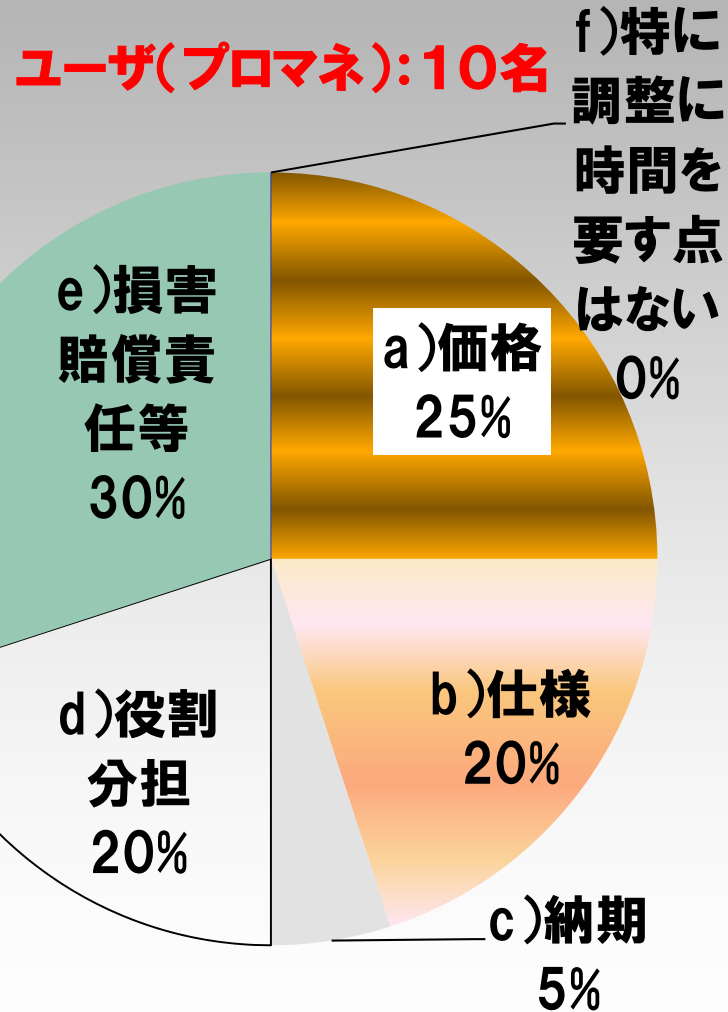
お申込者(ユーザ・ベンダ・職種別)



法律・契約に関する知識(ユーザ・ベンダ)

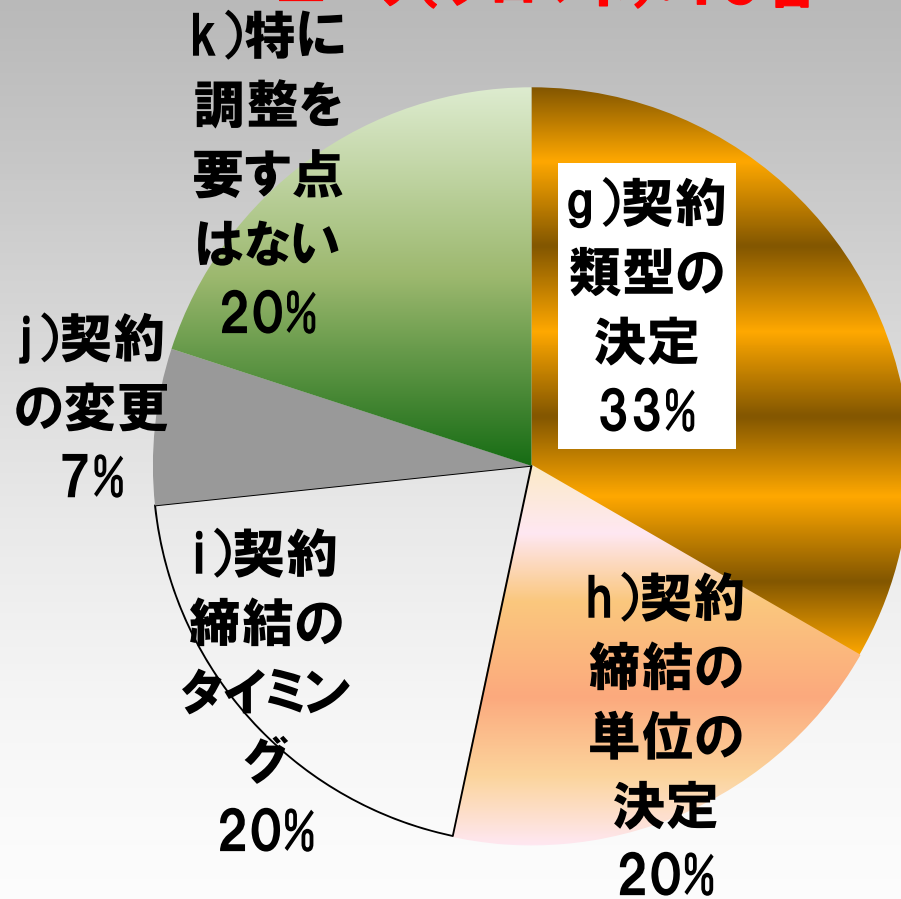


調整が難しい点：契約の内容

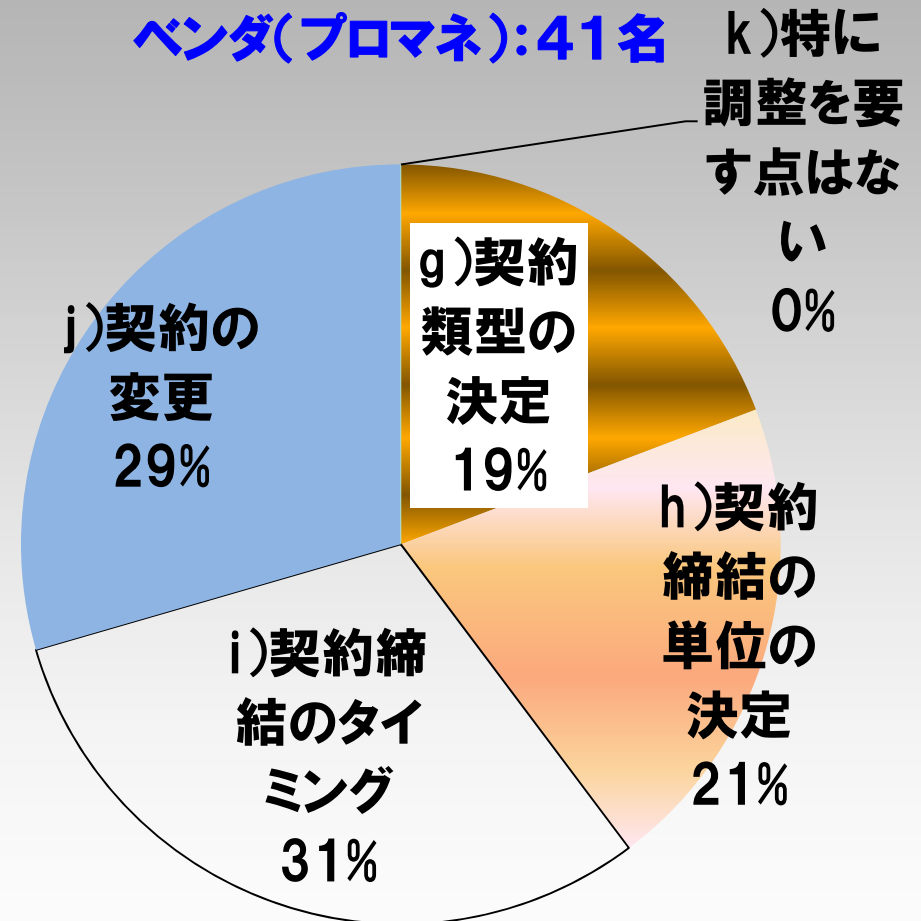


調整が難しい点：契約の締結方法等

ユーザ(プロマネ):10名



ベンダ(プロマネ):41名



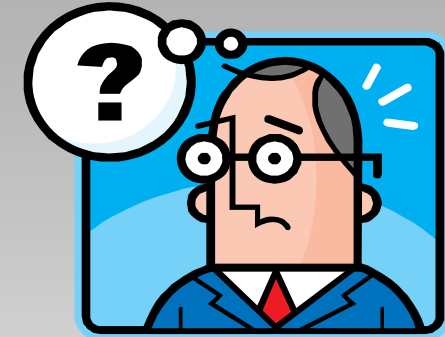
契約の基本

契約とは

◆ 契約とは

= 法的拘束力のある約束(※)。

≠ 契約書



(※)法律上の履行強制(契約内容=債務の履行/不履行、
損害賠償請求)の根拠



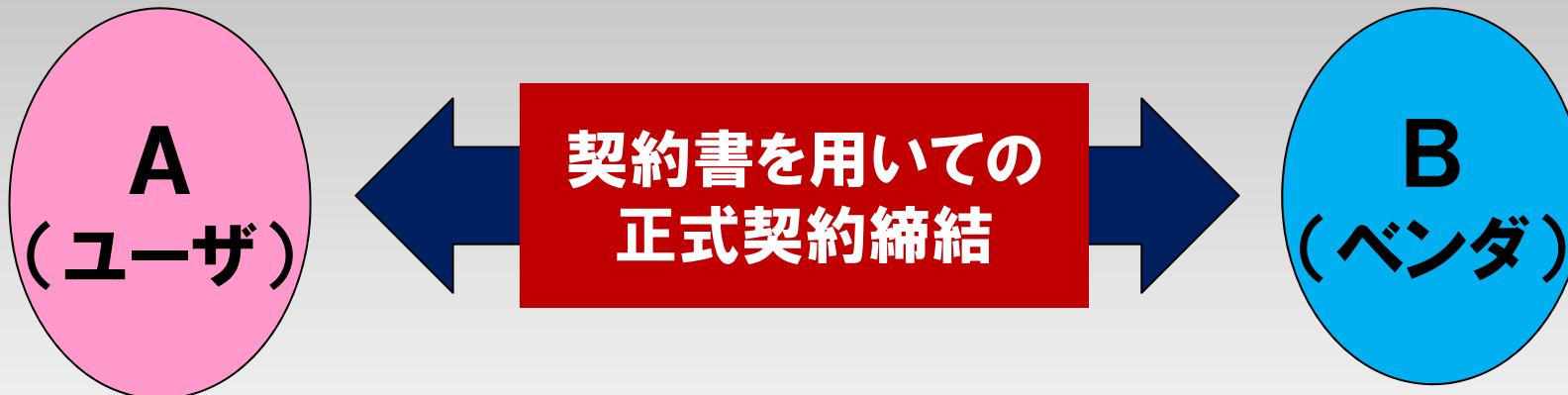
契約自由の原則(民法)

◆当事者の自由な意思で、自由な内容のものを作り出すことができる

- (1) 口頭でも当事者が合意すれば契約は成立する。
(契約の成立 = 申込と承諾の意思表示の合致)
- (2) 契約の効力は書類の名称によって異なる。
(覚書、合意書、協定書など...)
- (3) 当事者間の合意は、法律の規定に優先する。
* 公序良俗に反する契約は不可(民90条)。
* 強行規定/強行法規は契約に優先する。

契約書の意義

- ◆ 取引条件・内容(= 合意内容)の可視化、共有
- ◆ 紛争を解決する際のルールブック



Check Point !

情報システム・ソフトウェア開発取引は、ハードウェアなど物の売買に比べて取引の対象が目に見えにくく、ユーザ・ベンダの共同作業により行うものですので、契約書を用いて内容を可視化、共有することが重要です。

(参考)契約成立の文書



Check Point !

実際の情報システム・ソフトウェア開発取引では、提案書、見積書、仕様書、議事録・・・などさまざまな文書をやりとりします。この関係で、契約の成立の時期や内容についても、当事者間で意識合わせをしておくことが重要です。

情報システム・ソフトウェア取引 ～トラブルの傾向について～

トラブルの傾向：取引プロセスと争点



トラブルの原因

契約の状況面

状況を生じた主体等

争点

①～⑤

正式契約を適切な
タイミング・形式・内容で
締結できていない。

契約の(変更)内容を
可視化、確定できて
いない。

契約の内容にした
がって適切に履行で
きていない。

個人:知識不足
(法律・契約面、モデル契約
についての知識など)

不注意、手順の不遵守、
誤判断など

組織:ルール(仕掛け)、ツール
整備不足、不徹底など

情報システム・ソフトウェア取引
の特性(仕様確定の難しさ、相手方
との適切な作業・役割分担と履行)

※契約の内容:プロジェクトマネージャーの方に特に関係する事項

本日紹介するトラブル事例について

No.		原告	被告	判決	認定
3		ベンダ	ユーザ	ユーザ勝訴	キックオフミーティングの出席に特別の意味はなく、契約は成立していない
8		ベンダ 下請	ベンダ 元請	ベンダ元請 勝訴	元請業者からの説明を受けていたので、本件システム完成までの委託代金を正しく見積もれたはず。 システムの見込み規模・工数などの記載はなく、システム開発業務全体の対価である。
12	本訴	ベンダ	ユーザ	棄却	納品されたシステムは最後の工程まで作業完了しており、完成している。ただし、重大な不具合があるので契約解除が認められる。
	反訴	ユーザ	ベンダ	一部認容	

(凡例)No.:トラブル事例集収載トラブル事例の番号

(参考)トラブル事例集(※)について:作成の目的

モデル契約書発表以降の状況

ユーザ	ベンダ
モデル契約の認知不足 情報システム取引契約の注意 点、知識が不足 具体的な方法論の欠如	従前の商習慣、取引慣行が依然 として継続している トラブルの原因たる契約の見直 しが進んでいない

判例等からモデル契約書の活用によって未然に防げた事例を
 解説するとともに、具体的な契約テクニックを公表

(素材)

- ・日本弁護士連合会コンピュータ委員会「ソフトウェア開発関連判例」(平成19年度)で選定した判例
- ・日経BP社が日経コンピュータで連載した「動かないコンピュータ」の実例等 80件

(※) 経済産業省委託事業情報システム・ソフトウェア取引トラブル事例集

(参考)トラブル事例集について:事例集の構成

(左側ページ)

■ 事案の概要

- ・ 当事者の主張 (絵)
- ・ 事案の概要
 - (i) トラブルの当事者
 - (ii) 請求内容と金額
(明示できる場合)
 - (iii) トラブルに至る経緯
 - (iv) 争点
(選定方針に該当する争点)
 - (v) 当事者それぞれの主張
 - (vi) 判決の確定内容/紛争の状況

(右側ページ)

■ 反省点

トラブルを生じさせないようにするために、当事者はどのような対応をすべきであったと考えられるかを分析・整理

- ### ■ モデル契約書活用のポイント
- トラブルを未然に回避するためにモデル契約書をどのように活用することができるか、モデル契約の具体的な活用の考え方と条文の概要を説明

(参考)トラブル事例集について:原因分類

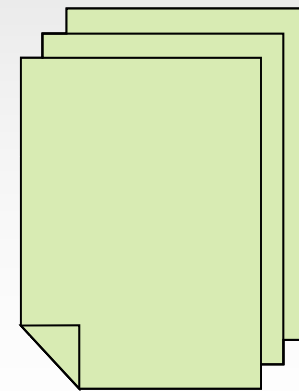
項番	改善の余地のある事項	例
1	契約成立以前の作業開始	契約成立以前の作業開始、契約成立をめぐるトラブル
2	作業に不適合な契約形態	一括請負契約、要件定義の請負契約、異なるベンダへの工程別発注に際しての調整、契約類型（請負か委任か）の不明確さ
3	契約内容の不備	
3-1	業務範囲	提案書・見積書の効果についての誤解、議事録その他のドキュメントの効果についての誤解、業務範囲の誤解（瑕疵又は債務不履行の主張がなされたがそもそも具備すべき仕様でないとされた場合）
3-2	完成基準・検査	ベンダーへの丸投げ、仕様が決まらない（仕様確定についてのベンダとユーザの意識の乖離）、検査実施方法の規定の欠如、実態を伴わない検収書の発行
3-3	役割分担・プロジェクト推進体制	ユーザの協力義務についての認識欠如、ユーザ側の業務推進体制の不備、ベンダの下請けへの丸投げ、マルチベンダ体制（ベンダ間の調整）、責任の所在の欠如、パッケージ選定責任に関する取決めの欠如
3-4	知的財産権	知的財産権への理解不足
3-5	第三者が権利を有するソフトウェア	処理条項の欠如、責任が曖昧、不具合修正ができない
3-6	変更管理	変更管理手続（作業範囲の変更に際しての納期・見直しルール）の欠如、連絡協議会の決定事項の効果が曖昧、ユーザの計上基準や規則が曖昧、技術的難易度の共通理解の不足
4	債務不履行・瑕疵担保責任	善良なる管理者の注意義務違反
5	リース契約	
6	自治体関連契約	

トラブルを未然に防ぐために

契約面でのポイント		アクション
1	適切な契約書の選択と使用	専用契約書(JEITAモデル契約)を用いる
2	適切な契約単位での契約締結	多段階(段階別)契約
3	適切な契約類型での契約締結	準委任／請負を選択
4	契約内容の確定と合意	適時・適切に
5	契約の変更と合意	変更管理手続きの中で
6	契約の履行条件 (損害賠償責任、著作権、 再委託…)	負担可能な条件で

JEITAモデル契約書について

**取引条件・内容(=合意内容)の可視化、共有、
トラブル未然防止のツール**

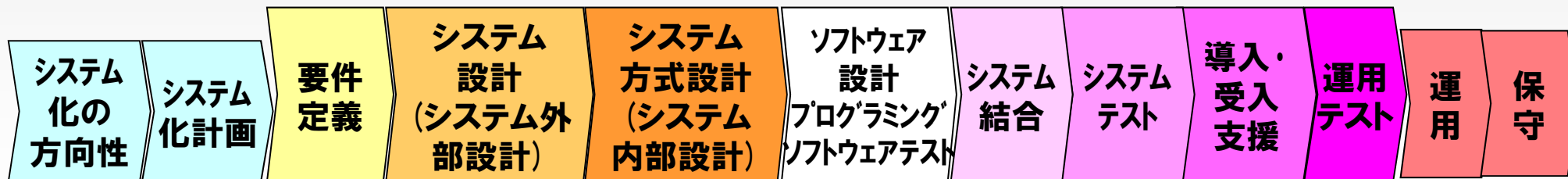


JEITAモデル契約書について

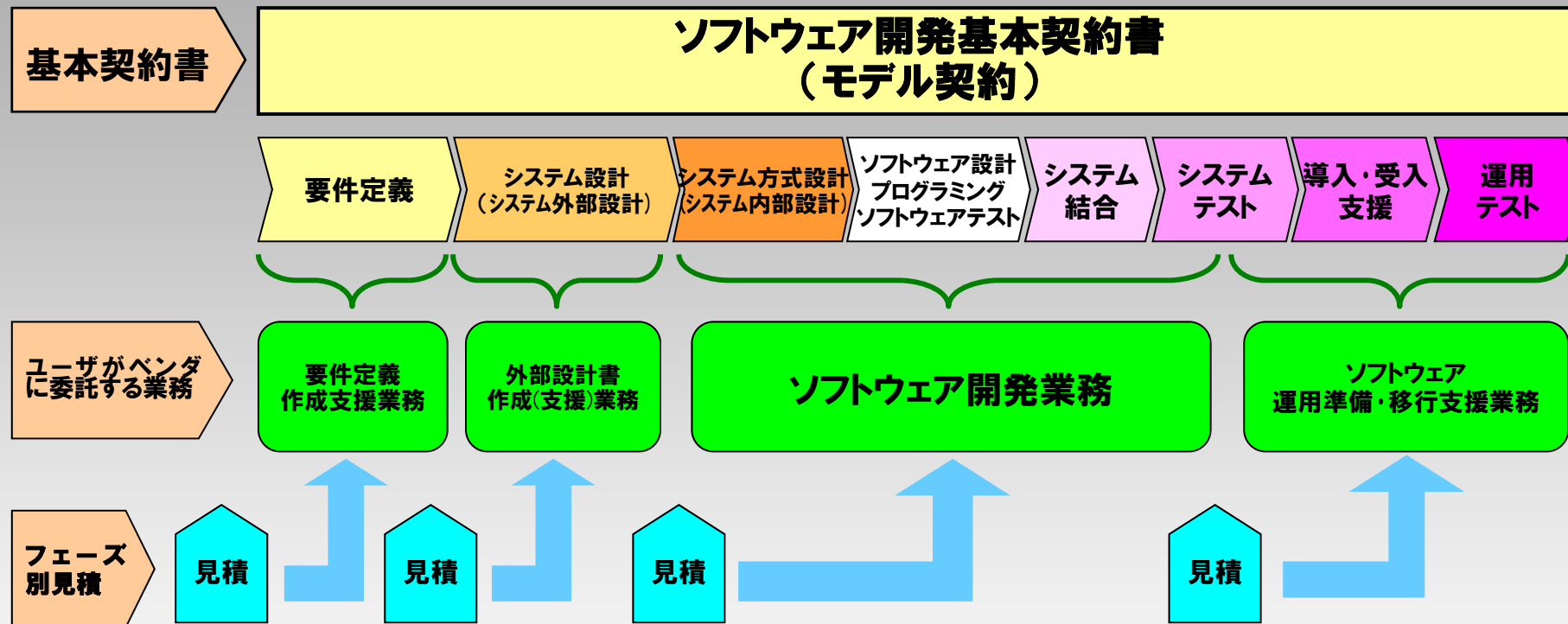
	項目	JEITAモデル契約書	経産省モデル契約書
1	名称	ソフトウェア開発基本契約書	ソフトウェア開発委託基本モデル契約書
2	公表時期	08.10	07.4(第1版),08.4(追補版)
3	作成者	JEITAソリューションサービス事業委員会 ソフト開発モデル契約WGメンバー	経産省「情報システムの信頼性の向上のための取引慣行・契約に関する研究会」参加者 (ユーザ、ベンダ、弁護士他)
4	位置づけ	下記の点から経産省モデル契約書(07.4(第1版))を補整し作成 ・ソフトウェア開発経験を踏まえた検討の深化 ・ベンダの立場からの変更・選択	リファレンスモデルとしての活用を期待

JEITAモデル契約書について

	項目	JEITAモデル契約書	経産省モデル契約書
1	契約当事者	対等の交渉力のあるユーザとベンダ	
2	開発モデル	ウォーターフォールモデル	
3	対象システム	重要インフラ、企業基幹システムの受託開発(一部企画を含む)※第三者パッケージを購入、カスタマイズ開発する場合(追補版)、ハードウェア・プログラムプロダクトの売買については対象外。	
4	開発プロセス	共通フレーム2007の要件定義段階、開発段階	同左 ※運用段階、保守段階について別モデル契約あり
5	その他	一括発注、工程により異なるベンダに発注する形態、マルチベンダ形態に対応	



JEITAモデル契約書の構造



Check Point !

- ① 見積: フェーズ別に都度実施。
- ② 仕様: ソフトウェア開発業務の前に確定(要件定義書、外部設計書)
- ③ 契約: 段階別契約(多段階契約)の締結

PJ開始前: 基本契約書締結、個別業務の前: 個別契約書締結

参考資料

1. **トラブルの傾向(まとめ)**
2. **当WGの09年度活動報告**
3. **2010年度経済産業省委託事業(※)について**
(※)「情報サービス・ソフトウェア取引機会拡大のための調査・普及
検討委員会」

参考資料

1. トラブルの傾向(まとめ)

契約締結

争点①: 契約の成否

No.		原告	被告	判決	認定
1		ベンダ	ユーザ	ベンダ勝訴	作業着手を認識のうえで、 口頭 で開発費用を含めた精算を 合意 した
2	本訴	ユーザ	ベンダ	棄却	見積書・提案書 を提示しているが契約交渉段階で、 カスタマイズ範囲、費用の合意 に至っておらず契約は成立していない
	反訴	ベンダ	ユーザ	棄却	
3		ベンダ	ユーザ	ユーザ勝訴	キックオフミーティング の出席に特別の意味はなく、 契約は成立していない
4		ベンダ	ユーザ	ベンダ勝訴	覚書 の記載内容及び 経緯等 から 契約は成立 しておりシステム採用義務がある

契約締結**争点①: 契約の成否****◆意味**

契約は成立したのか、成立していないのか。

◆争点となる理由

取引の相手方に対する、履行の強制(※)の分界点となるため。

(※)法律上の効果として発生。

仕事の完成、費用の支払い義務など。

◆契約が成立したと認定されるためのポイント

- ・書 面: 契約書による正式な契約の締結
- ・締結者: 権限者による締結
- ・内 容: 公序良俗に反しない内容、確定していること

(参考)契約が有効に成立するためには

観点		内容
1	契約の当事者	<p>意思表示</p> <p>当事者の意思表示が合致していること 意思表示の内容やその方法に誤りがないこと</p>
	契約の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・契約を締結する権限(※)を有すること (※)正当な権限者から権限の委譲を受けた範囲内の権限を含む ・契約を締結する能力を有すること
3	契約の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の内容が確定していること ・公序良俗違反でないなど

契約締結

争点②: 契約の形式

No.		原告	被告	判決	認定
6		ベンダ (受託者)	ベンダ (委託者)	ベンダ(委託者)勝訴	締結のプログラム開発委託契約は、開発工程表のスケジュールがプログラムの完成を前提として記載されていることなどから請負契約にあたる。
15	本訴	ユーザ	ベンダ	一部認容	本件システム開発契約は、原告・被告の共同開発事業を内容とするもの(請負契約と準委任契約の混合契約)と主張するが、一連のシステム開発工程を実施し、本件システムを完成させることを目的とする契約(=請負契約)である。
	反訴	ベンダ	ユーザ	棄却	
7	本訴	ユーザ	ベンダ	一部認容	注文書によるコンピュータ導入に関する契約(ハードウェア、ソフトウェアの売買+カスタマイズ)はシステムの完成債務を負う1個の契約である。
	反訴	ベンダ	ユーザ	棄却	

契約締結**争点②: 契約の形式****◆意味**

- ・契約の形式: 契約により生じる責任(請負/準委任)、
契約の単位(一括、多段階)は何か
複合契約(開発契約、売買契約)か一体契約か
- ・契約の内容: 契約により合意した内容は何か

◆争点となる理由

取引の相手方との間での、法律上の責任や、
履行/不履行の判断の起点となるため。

- ◆契約の形式、契約の内容を適切に定めるためのポイント
情報システム・ソフトウェア取引の特性を踏まえて、
開発工程単位(多段階契約)で契約類型・内容を決め、締結。

契約締結・履行 ▶ 争点③：契約の内容(業務の範囲等)

No.		原告	被告	判決	認定
8		ベンダ 下請	ベンダ 元請	ベンダ元請 勝訴	元請業者からの説明を受けていたので、本件システム完成までの委託代金を正しく見積もれたはず。 システムの見込み規模・工数などの記載はなく、システム開発業務全体の対価である。
9		ユーザ	ベンダ	棄却	開発契約には、メインパッケージへ適用させるため サブシステムを補修する義務はない。
10		ベンダ	ユーザ	ベンダ勝訴	個別出版社対応プログラムの開発は 当初開発業務の範囲ではなく、プログラムの製作を終了している。

契約履行

争点④：履行／不履行

No.		原告	被告	判決	認定
14		ベンダ	ユーザ	ベンダ勝訴	ベンダが早期に必要な打合せを行わなかった問題はあるが、ユーザがデータの登録作業を実施しなかったことが稼動遅延の一因。
15	本訴	ユーザ	ベンダ	一部認容	ベンダのプロジェクトマネジメント義務違反、ユーザの協力義務違反があり、システムが完成しなかったことについてはどちらの責任とはいえない。
	反訴	ベンダ	ユーザ	棄却	

契約終了 ▶ 争点⑤: 完成 / 未完成、瑕疵担保責任

No.		原告	被告	判決	認定
10		ベンダ	ユーザ	ベンダ勝訴	個別出版社対応プログラムの開発は当初開発業務の範囲ではなく、プログラムの製作を終了している。
12	本訴	ベンダ	ユーザ	棄却	納品されたシステムは最後の工程まで作業完了しており、完成している。ただし、重大な不具合があるので契約解除が認められる。
	反訴	ユーザ	ベンダ	一部認容	
13	本訴	ベンダ	ユーザ	棄却	遠隔操作機能は契約内容に含まれる。決済成功率を考慮し、本件ソフトウェアは完成していない。
	反訴	ユーザ	ベンダ	一部認容	

参考資料

2. 当WGの09年度活動報告

当WGの09年度活動報告

1) 経済産業省「情報システム・ソフトウェア取引高度化 コンソーシアム」活動への参画

① 活動の目的

- ・ 情報システム・ソフトウェアの信頼性向上、取引の高度化、
経済産業省モデル契約書の普及啓発

② 活動の成果

- ・ 「情報システム・ソフトウェア取引トラブル事例集」：10年3月公表
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/softseibi/trouble%20cases.pdf
- ・ 経済産業省モデル契約書セミナーの実施：3回（約700名）
トラブル事例からみる情報システム取引契約実務のポイント等
についてコンソーシアム委員から説明

当WGの09年度活動報告

2) JEITA「ソフトウェア開発基本契約書」セミナーの実施

セミナー資料、Q&A、モデル契約対比表：下記より公開

(URL：<http://home.jeita.or.jp/is/committee/solution/index.html>)

- 目的：JEITA「ソフトウェア開発基本契約書」（2008年公表）の普及啓発
- 参加者：JEITA会員／非会員の法務、営業、SEの方（約200名）
- 実施回数：2回
- テーマ：モデル契約の狙いと実務での具体的活用
 - （第1部）トラブル回避のポイント
 - （第2部）モデル契約の実務での具体的活用
 - （第3部）モデル契約における主な条文のご説明

当WGの09年度活動報告

2) JEITA「ソフトウェア開発基本契約書」セミナーの実施

・主なご意見

	項目	件数	主なご意見
1	モデル契約書の普及・啓発活動		
	セミナーの継続的実施	10	実務に役立つもの(判例、事例)(6) ユーザへの周知(1)、ユーザ・ベンダ別(1)他
	その他活動全般	6	ユーザ、ベンダ双方にとって対等な契約関係の構築に向けた普及啓発活動(1)他
2	モデル契約書の作成		
	ソフトウェア開発委託契約	11	ユーザ側に立ったもの(4)、スクラッチ開発以外(アジャイル)(4)他、保守・運用サービス契約(2)
	その他	9	クラウドサービスに対応するモデル契約(4)、民法改正対応版モデル契約(1)他
3	その他	7	モデル契約書の活用状況の調査(1)、交渉事例調査(1)

参考資料

3. 2010年度経済産業省委託事業(※)について

(※)「情報サービス・ソフトウェア取引機会拡大のための調査・普及
検討委員会」

主な調査について

1) モデル契約書普及のためのセミナーの開催

(対象者: 開催拠点における情報サービス産業に携わる方、

内容: モデル契約書・ADRの活用、時間: 14:00-17:00、無償)

<http://www.softic.or.jp/mks/index/htm#top>

・1/24(月)大阪

・1/31(月)福岡

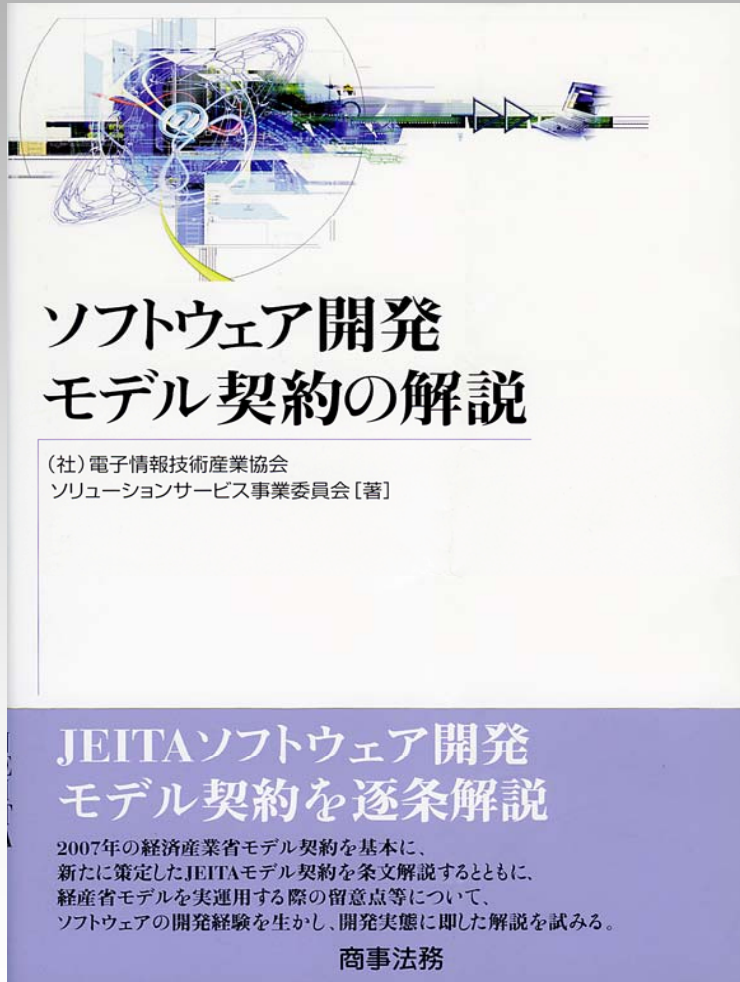
・2/4(金)名古屋

・2/15(火)札幌

2) アンケート調査

モデル契約書の認知、活用状況の実態、取引におけるトラブルの実態の調査

ご参考：JEITAモデル契約解説書



●JEITAモデル契約を逐条解説 ソフトウェア開発モデル契約の解説

JEITAモデル契約を逐条解説し、
2007年経産省モデルを実運用する
際の留意点等を明らかにする！

(社)電子情報技術産業協会ソリューションサービス事業委員会 著
A5判／386頁／3,990円(税込)
ISBN978-4-7857-1587-8 08.10刊